

## AYA 研広報委員会規程

### (名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）広報委員会（以下「委員会」）という。

### (目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款細則第 17 条に基づき、本会の活動および本会の活動に関連する情報を収集し、本会の行う事業やその意義を内外に広く発信することを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会が統括する研究会事務業務は以下の通りとする。

1. AYA がんの医療や支援に関する内外の情報を収集する。
2. ホームページ、SNS 等の媒体を通じて、本会の活動ならびに関連する情報を発信する。
3. 理事会・総会で委員会の活動についての報告を行う。

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

### (会議等)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

委員長は会議を進行し業務を総括する。

### (任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

### (規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

### 附則

1. この規程は平成 30 年 12 月 19 日より施行する。
2. この規定は令和 4 年 6 月 24 日より施行する。